

教職員の働き方改革に関する取組方針（概要）

平成31年3月 宮城県教育委員会

策定の趣旨

管理職を中心とした組織的な学校体制を構築し、教職員一人一人の働き方に対する意識を醸成しながら、県立学校における働き方改革を推進し、教職員が働きやすい環境の整備に努めます。また、市町村教育委員会にも取組を促していきます。

計画期間

平成31～33年度（3年間）



目的

- (1) ワークライフバランスの取れた生活の実現と、やりがいを持てる職場環境を整備
- (2) 学習指導要領の改訂や新たな教育課題等に適切に対応できる学校体制の構築
- (3) 「子供と向き合う時間」を確保し、学校教育の質の維持・向上

取組の柱

- 1 勤務時間の管理・在校時間の縮減
- 2 学校閉庁日の設定
- 3 部活動の適正な時間設定
- 4 子供と向き合う時間確保のための業務縮減

目標

「長時間勤務の縮減」

《正規の勤務時間外の在校時間》

- ◆月45時間、年360時間以内
- ◆月80時間超の教職員の割合を減少させ、33年度までにゼロとする。

取組内容



1 勤務時間の管理・在校時間の縮減

- ①客観的な時間管理手法の検討、②時間管理に係る研修の実施、③最終退校時間の設定、④ICTの活用推進、⑤定時退庁日の設定

2 学校閉庁日の設定

- ①長期休業期間に3日以上設定、②年末年始の完全業務停止、③行事等の自粛、④緊急連絡手段・体制の構築、⑤部活動に係る公式大会の自粛・削減要請

3 部活動の適正な時間設定

- ①部活動指導ガイドラインの周知、徹底、②各種大会への参加の精選、③生徒及び指導者の負担軽減、④部活動休養日の設定

4 子供と向き合う時間確保のための業務縮減

- ①行事の精選・見直し、②業務の見直し・改善、③外部人材の活用、④好事例の収集・発信、⑤保護者、地域の方々への理解促進

～保護者，地域の皆様へ～

本県教職員の過去3年間の勤務状況は、いわゆる「過労死ライン」とされる月80時間を超える時間外勤務の割合が、県立高等学校で38～39%，市町村立中学校で46～52%となっており、看過できない状況が続いております。

こうした長時間勤務を見直さなければ、教職員が心身の健康を損ない、子供たちと向き合うことができなくなる恐れがあるとともに、教職員を志望する優秀な人材の確保も困難になることが懸念され、将来的には、本県の教育力が低下することにも繋がりがねません。

勤務時間の縮減と教育の質の維持を両立させることは困難ではありますが、本取組方針に基づき県教育委員会や学校現場などの関係者が認識を共有しながら、できることから一つ一つ着実に具体的取組を進めてまいります。取組を進めるに当たりましては、保護者や地域等の皆様の御協力が不可欠でありますことから、御理解を賜りますようお願い申し上げます。



～策定にあたって～

人口減少化社会の到来や、近年のグローバル化やICT化の進展など、子供や社会を取り巻く環境が大きく変化している中で、学校現場では、学力向上対策、いじめ・不登校への対応など取り組むべき課題は山積しております。加えて、新しい学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びの実現による教育活動の質の向上や、道徳や外国語教育の充実が掲げられており、これらを実現するためには、教職員に係る負担を、全体として軽減していくことが必要です。

県教育委員会では、平成22年12月に「学校運営支援チーム」を設置し、学校現場の教職員との意見交換会や、在校時間調査等により、現場の抱える課題等の把握に努めるとともに、課題解消に向けた各種の取組を実施してきました。

それらの取組は、平成25年4月に新たに設置した「学校運営支援本部」に引き継がれ、これまでに、ICTを活用した学校運営支援統合システムの導入や、学校事務の共同実施、調査や会議等の精選、部活動指導ガイドラインの策定等を行ってきました。その結果、教員の負担軽減や学校の業務改善に一定の成果は見られるものの、教員の在校時間の大幅な縮減には至っておりません。

この様な状況を踏まえ、県教育委員会では、国による働き方改革に呼应しながら、できる取組を着実に進めるため、この度、教職員の働き方改革に関する総合的な取組方針を策定することといたしました。

今後、関係機関が密接に連携し、保護者や地域の方々の理解も得ながら、本方針に基づき、取組を進めていきたいと考えております。

宮城県教育委員会教育長

高橋 仁